

処分基準（公表用）

様式第 4 号

所管部（局）・課 産業労働部 流通・貿易課

法令名	輸出水産物の振興に関する法律		法令番号	昭和 29 年法律第 154 号	
手続名	輸出水産物の事業場登録の取消等		根拠条項	法第 4 条第 1 項	
処分基準	<p>処分基準としては、輸出水産物の振興に関する法律第 4 条の規定を適用する。</p> <p>※参照（輸出水産物の振興に関する法律抜粋）</p> <p>第 4 条 都道府県知事は、第 3 条第 1 項の登録を受けた者が次の各号の一に該当するときは、登録を取り消し、又は期間を定めてその事業の停止を命ずることができる。</p> <p>1 この法律の規定に違反したとき。</p> <p>2 次項の規定による命令に違反したとき。</p> <p>3 不正の手段により登録を受けたとき。</p> <p>2 都道府県知事は、第 3 条第 1 項の登録に係る事業場が第 3 条の 3 第 1 項第 1 号から第 3 号までのいずれかに該当するに至つたと認めるときは、当該登録を受けた者に対し、期間を定めて、必要な措置を採るべきことを命ずることができる。</p> <p>第 3 条の 3 都道府県知事は、第 3 条第 1 項の登録の申請があつたときは、次の各号の 1 に該当する場合を除き、登録をしなければならない。</p> <p>1 申請に係る事業場の前条第 1 項第 4 号の農林水産省令で定める製造施設が農林水産省令で定める基準に適合しないとき。</p> <p>2 申請に係る事業場における前条第 1 項第 5 号の農林水産省令で定める技術者の資格及び数が農林水産省令で定める基準に適合しないとき。</p> <p>3 他人に委託して輸出水産物を冷凍し、又は冷蔵する事業を営む者については、申請に係る事業場を自己の業務の正常な運営に必要な程度まで権原に基づいて利用することができないと認められるとき。</p> <p>2 農林水産大臣は、前項第 1 号及び第 2 号の農林水産省令を制定し、又は改正するには、輸出水産物の品質の改善及び声価の向上に資するようにしなければならない。</p>				
	対応区分	① 聴聞の実施 2 弁明の機会の付与	処理機関	流通・貿易課	交付機関
				目次 No.	3